

立入検査等について～円滑な実施へのご協力を！～

1 立入検査の実施

貸金業法第24条の6の10第3項に基づき、東京都（産業労働局金融部貸金業対策課）では立入検査を実施しています。

* 貸金業法

（報告徴収及び立入検査）

第24条の6の10（略）

2（略）

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4から6まで（略）

(1) 検査の目的・頻度

貸金業者に対し、**貸金業法等法令を遵守した営業活動が行われ、業務の適正な運営の確保・資金需要者等の利益の保護が図られているかを確認**するため、原則として年に1回、立入検査を実施

(2) 留意点

ア 事前通告により検査を実施

イ 主任者等が不在、資金需要者、債務者等の来店予定など、貸金業務に支障がない日程での実施に向けて調整

2 立入検査のポイント

基本的に表1「立入検査の主要着眼点」に記載した項目について、検査を行っております。

検査の実質的な視点は、業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護が図られているかということです。

より具体的には、書面交付や記録の作成・保存等といったことについて、法定の手続を遵守しているか、といったことについてです。

以下では、検査の概要を基本的な流れに沿って、まとめています。

(1) 貸金業の状況に関する聴取・確認

ア 目的

業者の貸付けの状況を把握するとともに、貸付けに関する業務の適切な運営を確保するための措置が講じられているかを検証するため

イ 内容

主な貸付先（資金需要者等の属性）

貸付契約の態様（貸付の種類、担保の有無、保証人の有無、利率の設定等）

人員体制（受付・営業員・回収部門・内部管理部門の別、業務委託の有無）

貸付残高

広告宣伝の手法（ホームページ、雑誌等）

取立行為の態様

貸金業者登録簿記載内容と営業内容との整合性確認

他に主要な業務・関連組織（不動産業、投資業等あるいは関係会社）が存在する場合における貸金業の位置づけなど

(2) 貸金業務取扱主任者の常勤及び役割（貸金業法第12条の3）の確認

ア 目的

貸金業務取扱主任者が**常時勤務**し、法所定の**役割※を担っているか**を確認

イ 内容

立入検査に対する対応者に指定、検査時の質疑への回答等を要求。

※ 法所定の役割：営業所又は事務所において、法令の遵守にかかる従業者に対する助言又は指導（法令順守事務）を実施

* 貸金業法

（貸金業務取扱主任者の設置）

第12条の3 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。第20条の2において同じ。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。

2から4まで（略）

(3) 書類等の検査

ア 外形的な部分

- (ア) 貸金業者登録標識の掲示（貸金業法第23条、貸金業法施行規則第20条）
- (イ) 貸付条件等の掲示（貸金業法第14条、貸金業法施行規則第11条）
- (ウ) 従業者証明書の携帯（貸金業法第12条の4第1項、貸金業法施行規則第10条の9）
- (エ) 従業者名簿の備付け（貸金業法第12条の4第2項、貸金業法施行規則第10条の9の2）

イ 契約書面

以下の2点の書面を中心に確認します。

- 契約締結前書面（貸金業法第16条の2、貸金業法施行規則第12条の2、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-16 書面の交付義務、同Ⅱ-2-11 契約に係る説明態勢）
- 契約締結時書面（貸金業法第17条、貸金業法施行規則第13条、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-16 書面の交付義務、同Ⅱ-2-11 契約に係る説明態勢）

(ア) 書面の交付（法定義務）の有無

(イ) 書面に関する法定記載事項の記載の有無

項目等については、**表2 契約締結前書面における法定記載項目・内容及び表3 契約締結時書面における法定記載項目・内容**を参照してください。

(ウ) 適合性の原則（貸金業法第16条第3項）への留意の有無

貸金業法第16条第3項に規定されている、適合性の原則に沿って、資金需要者等に貸付条件等を説明し、納得を得られた上で契約が締結されていることが重要です。

* 貸金業法

（誇大広告の禁止等）

第16条 1から2まで（略）

3 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。

4から5まで（略）

(I) 上限金利の範囲内における利息の設定、書面への記載（貸金業法第12条の8、利息制限法第1条）

約定利息と貸金業者が受ける元本以外の金銭であるみなし利息との合計が、利息制限法第1条に規定する利率により計算した金額を超えている場合、超える部分の利息契約が無効となるほか、同条の上限を超える利息の契約を行うこと等を禁止する貸金業法第12条の8に違反することになり、行政処分の対象となります。**利息とみなし利息との合計の金額は、利息制限法第1条に規定する利率から計算される金額以下で設定**する必要があります。

また、**契約書面への貸付けの利率の記載は**、上記の計算方法とは若干異なり、貸金業法施行規則第11条と別表で規定されている下記の計算方法で算出した値を貸付けの利率として、百分率で少なくとも小数点第1位まで記載します（実質年率）。

$$\text{（約定利息及びみなし利息の合計）} \div \left[\{ \text{（各回返済時の元本の未返済額）} \times \text{（直前の弁済日から今回の弁済日の前日までの期間（年単位））} \} \text{の全ての回の合計} \right]$$

但し、市場金利に一定の利率を加算する方法で算定される利息を約定利息とする場合等は、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率を百分率で少なくとも小数点第1位まで記載します。

* 貸金業法

（利息、保証料等に係る制限等）

第12条の8 貸金業者は、その利息（みなし利息を含む。第3項及び第4項において同じ。）が利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第1条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの

二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

3から11まで（略）

* 利息制限法

(利息の制限)

第1条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるとときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

(みなし利息)

第3条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。ただし、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(ウ) 反社会的勢力の排除条項の契約書面への導入（金融庁「貸金業者の総合的な監督指針」Ⅱ－2－6）の有無

金融庁「貸金業者の総合的な監督指針」Ⅱ－2－6では、反社会的勢力を社会から排除し、社会の秩序や安全を確保するため、反社会的勢力の排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止することを求めています。これに伴い、契約書面等に反社会的勢力の排除条項が導入されているかを確認しています。

また、取引関係に入る時点で資金需要者が反社会的勢力であるか否かの確認を行っていたとしても、貸付の契約について解除等が可能であることを担保する必要があります。

導入例については、**表4 反社会的勢力の排除条項導入例**を参照してください。

* 金融庁「貸金業者の総合的な監督指針」

Ⅱ－2－6 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む貸金業者においては、貸金業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより貸金業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ) の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって貸金業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」
(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

(1) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

①から②まで (略)

③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。(以下、略)

(2) 監督手法・対応 (略)

ウ 貸金業法第 19 条に基づく帳簿（貸金業法第 19 条、貸金業法施行規則第 16 条、同 17 条、金融庁「貸金業者の総合的な監督指針」Ⅱ-2-17 帳簿の備付け等）
帳簿は、単なる証拠書類や経理上の帳簿と異なる、**貸金業法 19 条に基づく記載事項が記載**されていて、債務者等の方が**閲覧又は謄写を請求した際に対応できるようになっていることが必要**となっています。

帳簿は、**契約の内容、取引履歴、そして交渉の経過の記録から構成**されます。このうち、**契約の内容については、契約締結時書面の写しを保存することで、記載の代わりとすることが可能**です。

このほか、弁済以外の事由により、貸付債権の全部又は一部が消滅した場合には、その事由、消滅した年月日、残存債権の額を記載する必要があります。

また、貸付債権を他人に譲渡した場合には、譲渡先の商号、名称又は氏名、住所、譲渡年月日、譲渡債権の額を記載する必要があります。

取引履歴については、**表 5 取引履歴の書式例**を、交渉の経過の記録については、**表 6 交渉の経過の記録の書式例**を記載しましたので、こちらも参考にされ、契約の内容と併せ、帳簿を的確に整備していただければと思います。

エ 返済能力の調査（貸金業法第 13 条、貸金業法施行規則第 10 条の 3）

貸付けに際しては、以下に留意の上、返済能力の調査を行い、返済能力がある資金需要者等に貸し付けなければなりません。

(ア) 過剰貸付け等の禁止（返済能力を超える貸付は禁止）（貸金業法第 13 条の 2）

(イ) 返済能力調査の**記録の作成**（貸金業法施行規則第 10 条の 18）

(ロ) 総量規制（個人顧客との新規の契約締結により、当該個人顧客の借入残高が年収の 3 分の 1 を超える場合、契約締結を禁止）（貸金業法第 13 条の 2）

(ハ) 総量規制の**除外貸付**（貸金業法第 13 条の 2 第 2 項、貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 1 項各号）・**例外貸付**（貸金業法第 13 条の 2 第 2 項、貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項各号）となる場合における、**疎明資料徴求**（貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 2 項各号、同第 10 条の 23 第 2 項各号）

要件を実質的に満たしているか確認し、最低限、当該要件に該当することが客観的に把握可能である疎明資料を徴求して保存しなければなりません。

(ニ) 指定信用情報機関保有の信用情報を利用した返済能力調査（貸金業法第 13 条第

2項)

個人顧客等と契約締結しようとする場合、必要です。

但し、貸付けの契約が以下のいずれかに該当する場合は、**信用情報を利用した調査は不要**です。(貸金業法施行規則第10条の16の2)

- 極度方式基本契約
- 手形（融通手形を除く）の割引を内容とする契約
- 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券又は投資信託受益証券を担保として当該金融商品取引業者が行う500万円を超える貸付けに係る契約
- 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約
- 貸金業者が一定のNPOバンク（特定非営利金融法人）に該当する場合における、特定非営利活動貸付け又は生活困窮者支援貸付けに係る契約（特定貸付契約）若しくは当該契約の保証契約

上記(イ)の返済能力調査の記録の作成については、**表7 返済能力の調査に関する記録の記載項目・内容**に記録として記載すべき項目・内容をまとめていますので、参照ください。

オ 信用情報提供等に関する同意の取得等

個人の資金需要者又は個人の保証人予定者に関しては、以下の場合において、**信用情報に関する同意の取得、書面又は電磁的方法による記録の作成・保存が必要**です。なお、電磁的方法は、いずれも、**貸金業者が使用するパソコン等に備えられたファイルに同意を得た旨を記録する方法又は同意を得た旨を記録したファイルを収納した記録媒体を資金需要者等に交付する方法のいずれか**となります。

(ア) 信用情報の提供依頼に関する同意の取得等（貸金業法第41条の36第1項）

新たに個人の資金需要者と貸付けに係る契約を締結する前又は個人の保証人予定者と保証契約を締結する前には、与信審査をするための信用情報照会が必要です。

そしてその際には、個人の資金需要者又は個人の保証人予定者に関する**信用情報の提供を、加入している指定信用情報機関に対して依頼することに関する、当該資金需要者又は保証人の同意を書面又は電磁的方法により取得し、記録を作成・保存**しなければなりません。

(イ) 個人信用情報提供に関する同意の取得等（貸金業法第41条の36第2項及び第3項）

個人の資金需要者と貸付けに係る契約を締結しようとする際には、資金需要者の個人信用情報の提供に関する以下の同意を書面又は電磁的方法により取得し、記録を作成・保存しなければなりません。

- 加入している指定信用情報機関に提供すること
- 加入している指定信用情報機関が、当該機関に加入する他の貸金業者に提供

すること

- 加入している指定信用情報機関が、他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき提供すること

力 電磁的方法による書面交付等

貸金業者は、**交付する書面の一部**について、**相手方の承諾を条件に、電磁的方法により提供することができます。**

この場合の電磁的方法とは、以下のいずれかの方法で、**かつ、資金需要者等がデータを出力**（他のパソコン等に送信することその他の方法を用いて出力することも含む。）**して書面を作成できるもの**を言います（貸金業法施行規則第1条の2の2第1項第2号及び第2項第2号）。

- 資金需要者等に**電子メールでデータを提供**する方法
- 貸金業者が**インターネット回線でデータを閲覧に供し、そのデータを資金需要者等がパソコン等にダウンロードして保存**する方法
- データを収納した**記録媒体を資金需要者等に交付**する方法

電磁的方法による書面交付が可能な具体的な書面については、**表8 電磁的方法による書面交付が可能な書面**を参照願います。

なお、**承諾を取得するために電磁的方法を利用する場合には、**

- **貸金業者が使用するパソコン等に備えられたファイルに承諾を得た旨を記録**する方法
- **承諾を得た旨を記録したファイルを収納した記録媒体を資金需要者等に交付**する方法

のいずれかであることが必要で、また、承諾の内容を書面その他適切な方法により通知するものであるという基準に適合しなければなりません（貸金業法施行規則第1条の2の2第1項第1号及び第2項第1号）。

キ 取引時確認等

マネー・ロンダリング（犯罪行為で得た資金をその出所や真の所有者を隠したりし、捜査機関による収益の発見や犯罪の検挙を免れるようにすること）を防止することを目的として、貸金業者は、犯罪収益移転防止法に基づき、一定の取引に際し、**顧客の本人特定事項等の確認（取引時確認）と確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を講じる必要**があります。

(ア) 取引時確認が必要な取引（犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第2項、犯罪収益移転防止法施行令第6条第11号、同第7条第1項、同第12条）

取引時確認が必要な取引のうち、貸金業に関連する取引は概ね以下のとおりです。

- a 特定取引
 - I 対象取引
 - 犯罪収益移転防止法施行令第7条に列挙されている取引
 - **金銭の貸付け・金銭の貸借の媒介を内容とする契約の締結**
 - **200万円を超える現金取引**※
 - ※ 200万円を超えていない現金取引であっても、**1回当たりの取引の金額を減少させるために1件の取引を分割していることが一見して明らかかなものは、200万円を超える1件の現金取引とみなします。**
 - II 特別の注意を要する取引
 - I (対象取引) 以外の取引で、顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして次に掲げる取引
 - **マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引**
 - **同種の取引の態様(状態・様子)と著しく異なる態様で行われる取引**
- b ハイリスク取引
 - マネー・ロンダリングに用いられる恐れが特に高い、次のいずれかに該当する取引
 - I **なりすましている疑いのある取引**
 - II **取引時確認において確認事項を偽っていた疑いのある顧客、法人顧客の代表者又は法人顧客の取引を担当している自然人との取引**
 - III マネー・ロンダリング対策が不十分であると認められる特定国等(現時点ではイラン及び北朝鮮)居住の顧客、法人顧客の代表者又は法人顧客の取引を担当している自然人との取引
 - IV **外国PEPs(重要な公的地位にある者(Politically Exposed Persons))との取引**
 - 下記の者(過去に在任していた者を含む)又はその家族との取引及び下記の者(過去に在任していた者を含む)又はその家族が実質的支配者※である法人との取引
 - 外国の元首
 - 外国における行政府の長・大臣・副大臣、立法府の議長・副議長、司法府の長、大使、高等武官、中央銀行役員等
 - ※ 実質的支配者
 - 法人の事業経営を実質的に支配することができる関係にある自然人で、法人の性質に従って以下のように定められています。
 - 資本多数決法人(株式会社、投資法人、特定目的会社等)である場合
 - 議決権の25%超を保有する自然人が存在する場合は、当該自然人(事業経営を支配する意思又は能力がないことが明白な場合を除く。)

- 議決権の25%超を保有する自然人が存在しない一方、出資・融資・取引等を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人が存在する場合は、当該自然人
- 議決権の25%超を保有する自然人も出資・融資・取引等を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人も存在しない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人
- 資本多数決法人でない法人（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、合名会社、合資会社、合同会社等）である場合

下記のいずれかが対象となります。

- 法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人が存在する場合は、当該自然人（事業経営を支配する意思又は能力がないことが明白な場合を除く。）
- 出資・融資・取引等を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人が存在する場合は、当該自然人
- 出資・融資・取引等を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人が存在しない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人

議決権の25%超を保有又は法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人以外に、議決権の50%超を保有又は法人の収益総額の50%超の配当を受ける自然人が存在する場合は、議決権の50%超を保有又は法人の収益総額の50%超の配当を受ける自然人が実質的支配者に該当します。

事業経営を支配する意思又は能力がないことが明白な場合は、議決権の25%超を保有又は法人の収益総額の25%超の配当を受けるという主観的要素に加え、法人との関係性等の客観的要素も踏まえ、社会通念上合理的に判断します。

(1) 取引時確認の確認事項と確認方法（犯罪収益移転防止法第4条、犯罪収益移転防止法施行規則第6条、同第7条、同第8条、同第12条）

以下の事項の確認を行います。

a 本人特定事項

I 自然人の場合

氏名、住居、生年月日

II 法人の場合

名称、本店又は主たる事務所の所在地

顧客が法人である場合や、自然人の顧客の代理人が取引の任務に当たっている場合のように、特定取引の任務にあっている自然人が顧客と異なる場合は、

まず、取引の任務に当たっている代表者等が委任状を有していることや、電話により代表者等が取引の任務に当たっていることが確認できること等、**その代表者等が顧客のために特定取引の任務に当たっていると認められる事由が必要**となります。そのうえで、**顧客についての確認に加え、その取引の任務に当たっている代表者等の本人特定事項の確認も必要**です。

ただし、顧客が国、地方公共団体、上場企業等である場合には、当該顧客の実在性は明らかであるため、取引を担当している代表者等の自然人の本人特定事項のみを確認します。

確認の際に必要な本人確認書類については、**表9 本人特定事項の確認の際に必要な本人確認書類**を、本人確認書類を用いた確認方法については、**表10 本人特定事項の確認方法**を参照願います。

※ ハイリスク取引の場合

上記の通常の特定期取引の際に行う確認の方法に**加え、追加の本人確認書類若しくは補完書類**（納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書、官公庁発行書類等（有効期間内のもの又は6か月以内の領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもの）等の提示又は送付を受ける方法で確認する必要があります。

b 取引を行う目的

その取引によって達成したい事柄（例：生計費融資、事業費融資）について、顧客又はその代表者等から**口頭での確認や予め作成したチェックリストをチェックさせる**といった方法で申告を受ける方法で確認します。

c 職業又は事業の内容

顧客が自然人の場合は職業を、人格のない社団又は財団の場合はその代表者等から事業の内容を、申告を受ける方法で確認します。

その他の法人の場合は事業の内容を登記事項証明書、定款等の書類又はその写し（外国法人の場合は、日本国承認の外国政府発行の書類等で、その法人の事業内容の記載があるもの又はその写しを含む）**を確認する方法で確認**します。

d 実質的支配者（顧客が法人の場合）

顧客の代表者等から、**実質的支配者の本人特定事項について申告を受ける方法で確認**します。実質的支配者については、「(ア) 取引時確認が必要な取引 b ハイリスク取引 IV 外国 P E P s（重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons））との取引」の注記部分を参照ください。

※ ハイリスク取引の場合

上記の通常の特定期取引の際に行う確認の方法とは**異なり、資本多数決の原則を採る法人の場合は顧客の株主名簿、それ以外の法人の場合は登記事項証明書等の書類又はその写しを確認し、かつ、実質的支配者の本人特定事項につ**

いてその顧客から申告を受ける方法で確認する必要があります。

e 資産及び収入の状況（ハイリスク取引で、かつ、200万円を超える財産の移転を伴う場合）

以下の顧客の書類又はその写しを確認する方法で確認します。

I 自然人の場合

源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、その他資産及び収入の状況を示す書類

II 法人の場合

損益計算書、貸借対照表、その他資産及び収入の状況を示す書類

(ウ) 取引時確認済みの顧客等に対する確認（犯罪収益移転防止法第4条第3項、犯罪収益移転防止法施行令第13条）

既に取り時確認を行っており、かつ、その取引時確認について確認記録を保存している場合には、通常取引を行うに際し、取引時確認を行ったことを確認する措置（記録されている者と同一であることを示す書類等の提示又は送付を受けるか、顧客等しか知り得ない事情等の申告を受けるか、面識があるなど、同一人物であることが明白か）を行えば、改めて取引時確認を行う必要はありません。ただし、確認記録を検索するための事項、取引の日付、取引の種類等を記録し、保存する必要があります。ハイリスク取引については、この例外的取扱いは認められません。

(イ) 確認記録の作成及び保存（犯罪収益移転防止法第6条、犯罪収益移転防止法施行規則第20条及び第21条）

取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。

確認記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムで作成する必要があります。

また、確認記録には、取引時確認を行った担当者の氏名等、確認記録の作成者の氏名等、本人確認書類等の提示を受けた日付等、取引の種類、確認を行った方法等を記載する必要があります。

さらに、取引時確認の方法に応じて、確認記録に書類等を添付する必要があります。

記録事項については、表11 確認記録の記録事項を参照してください。

また、確認記録については様式や書式等は特に定められていませんが、参考として、表12 確認記録の参考様式を記載しています。

(オ) 疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法第8条）

貸金業者は、貸金業に係る業務において受領した財産が犯罪による収益である疑いがある場合や、顧客がマネー・ロンダリングを行っている疑いがある場合には、速やかに疑わしい取引の届出を監督官庁に行わなければなりません。当課検査指導担当宛へ届出を行ってください。

また、貸金業者は、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客又はその関係者に漏らしてはなりません。

a 取引の性質に応じた疑いの有無の判断方法

疑いの有無については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情を勘案し、取引の性質に応じて次の方法により判断します。

I 過去に取引を行ったことのない顧客との取引でない取引

犯罪収益移転防止法施行規則第26条各号の下記項目に従って、取引に疑わしい点があるかどうかを確認

- 当該取引の態様と、他の顧客との間で通常行う取引の態様との比較
- 当該取引の態様と、過去の当該顧客との取引との比較
- 当該取引の態様と取引時確認の結果に関して保有する情報との整合性

II 過去に取引を行ったことがある顧客との取引でない取引

当該顧客に関する確認記録や取引履歴等を精査した上で、上記Iの各項目に従って、取引に疑わしい点があるかどうかを確認

III マネー・ロンダリングに利用される恐れの高い取引

上記I又はIIに定める方法に加えて、

- 顧客に対する質問を行ったり、取引時確認の際に顧客から申告を受けた職業等の真偽を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集したりするなど、必要な調査を実施。
- 上記を実施した上で、当該取引に疑わしい点があるか否かを統括管理者又はこれに相当する者による確認を実施。

b 主な参考事例

金融庁では、金融機関向けに、疑わしい取引に該当するかを判断する上での目安となる参考事例を預金取扱い金融機関、保険会社、金融商品取引業者、暗号資産交換業者に関して公表しており、その他の貸金業者を含む特定事業者においては、これらの参考事例に準じた取扱いをするものとしています。以下に主な参考事例を記載します。

I 疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）

第7 融資及びその返済に着目した事例

- (1) 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。
- (2) 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。

II 疑わしい取引の参考事例（保険会社）

第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた保険契約に係る取引。
- (2) 契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた保険契約に係る取引。

- (3) 住所と異なる連絡先に保険証券等の証書類の送付を希望する契約者に係る取引。
- (4) 多数の保険契約を締結していることが判明した契約者に係る取引。
- (5) 多額の保険料支払いを内容とする保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。特に、保険料の支払方法が年払い又は一時払いの場合。
- (6) 当該支店に保険契約の申込みをする明らかな理由がない顧客に係る取引。
- (7) 名義・住所共に異なる契約者による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (8) 国内居住の契約者であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (9) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (10) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる契約の申込み。
- (11) 同一の携帯電話番号が複数の契約者の連絡先として登録されている場合。

第7 その他の事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な保険料の支払いを行う場合。
- (2) 企業や団体を契約者とする場合で、不自然に高額な保険料を払い込む又は早期の解約が行われる、個々の被保険者の加入意思の確認が困難な保険契約。
- (3) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
- (4) 契約者が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関与している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
- (6) 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引に

より利益を受ける者が不明な取引。

- (7) 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は第 11 条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- (8) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- (9) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (10) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (11) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。
- (12) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (13) 契約締結時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者に係る取引。
- (14) 取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (15) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (16) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。
- (17) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。
- (18) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

c 届出を行う様式

疑わしい取引の届出を行う際には、犯罪収益移転防止法施行規則により定められている様式を用います。**別紙様式等「疑わしい取引の届出書」のうち、下記のいずれかを提出してください。**

- 犯罪収益移転防止法施行規則 **別記様式第 1 号から第 3 号まで**
- 犯罪収益移転防止法施行規則 **別記様式第 1 号から第 3 号までに記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に関する記録媒体）及び同別記様式第 4 号**

ク その他

(7) 禁止行為違反の有無

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、行ってはならない行為が定められています。

* 貸金業法

(禁止行為)

第12条の6 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為
- 二 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（次号に掲げる行為を除く。）
- 三 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

貸金業法第12条の6第1号から第3号に規定されている「**告げる**」又は「**告げない**」行為とは必ずしも口頭によるものに限られないので、注意が必要です。

また、この禁止行為は、貸金業の業務に関する広告や勧誘、契約の締結や取引の過程で生じる事項はもとより、過払金の返還請求等への対応など、**取引が終了した後**に生じる事項についても対象となります。

貸金業法第12条の6各号の規定内容については、以下のとおりです。

○ 虚偽告知・重要事項不告知の禁止

重要事項については、該当する可能性が高い事項として、日本貸金業協会「自主規制基本規則」に下記の例示規定があります。

* 日本貸金業協会「自主規制基本規則」

(重要な事項)

第13条 協会員は、貸付けの契約の内容のうち、「重要な事項」(資金需要者等の利害に関する事項であって、当該貸付けの契約の締結及び変更にあたり、その意思決定に影響を及ぼす事項をいう。)については、資金需要者等の利益に配慮した取扱いを行うものとし、特に、以下に掲げる事由については、その取扱いに留意するものとする。

- (1) 貸付けの利率の引上げ
- (2) 返済の方式の変更
- (3) 賠償額の予定額の引上げ

- (4) 債務者が負担すべき手数料等（貸付けの契約に基づいて負担する債務の元本額及び利息を除く。）の引上げ
- (5) 銀行振込みによる支払方法その他の返済の方法の変更及び返済を受けるべき営業所その他の返済を受けるべき場所の変更
- (6) 繰上げ弁済の可否及びその条件の変更
- (7) 期限の利益の喪失の定めがあるときはその旨及びその内容の変更

○ 断定的判断の提供の禁止

不確実な事項（変動が予想され将来における最終的な結果を見通すことが困難な事項）について、断定的判断（将来における最終的な結果が確定している旨を表示すること）や、確実であると表示していなくとも将来における最終的な結果が確定していると誤解するに足りる表示をすることが禁止されています。

○ 主債務者の弁済の確実性に関する誤認表示の禁止

保証人になろうとする人物等が自己負担の可能性や程度に関し適切な判断をできずに、安易に保証契約を締結することを防止するため、保証人になろうとする人物等に対し、主債務者の弁済が確実であると誤解させるおそれのあることを告げることは禁止されています。

○ 偽り・不正・著しく不当な行為の禁止

偽り、違法な行為、実質的に妥当ではない行為又は不適當な行為（違法な程度にまで達していない行為）は禁止されています。

どのような行為がこれらの行為に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなりますが、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」では、該当する可能性が高い行為が例示されています。

* 金融庁「貸金業者の総合的な監督指針」

II-2-10 禁止行為等

法第12条の6（禁止行為）に係る監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点 （略）

(2) 留意事項

① （略）

② 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を

行う場合は、当該規定に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。

イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。

- a. 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
- b. 白地手形及び白地小切手を徴求すること。
- c. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- d. 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること。
- e. クレジットカードを担保として徴求すること。
- f. 資金需要者等に対し、借入申込書等に年取、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること。

ロ. 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするかを問わない。

ハ. 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。

ニ. 貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること。

ホ. 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。

ヘ. 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。

ト. 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。

- a. 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要するこ

と。

b. 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。

c. 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。

チ. 確定判決において消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。

(イ) 受取証書の交付の有無及び法定記載事項の記載の有無（貸金業法第18条、貸金業法施行規則第15条）

貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権について弁済を受けたときは、**その都度、直ちに**所定の書面（受取証書）を弁済者に交付する必要があります。

受取証書を交付したときは、交付した旨を明らかにするため、**受領者に署名を行ってもらうようにしてください。**

受取証書は直ちに交付する必要があるため、窓口などで弁済を受けた場合には、**原則としてその場で**受取証書を渡さなければなりません。また、弁済を受けるごとに、その都度交付しなければなりません。

なお、弁済者から**預貯金の口座を利用して弁済を受けた場合には、原則として受取証書の交付は不要**で、弁済者からの**請求がある場合に限り、受取証書を交付**することになります。

受取証書の記載事項については、**表13 受取証書の記載事項**を参照してください。

(ロ) 貸付条件の広告等における、法定表示事項の表示の有無（貸金業法第15条、貸金業法施行規則第12条、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-15 広告規制）

貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、貸付けの種類によって、**所定事項を表示し、又は説明しなければなりません。**

「貸付けの条件について広告をする」とは、下記の**いずれか一つでも表示した広告**をすることをいいます。

- 貸付けの利率
- 貸付限度額

- 手形の割引及び売渡担保を除く金銭の貸付けの場合における、以下の事項
 - －返済の方式
 - －返済期間
 - －返済回数
 - －賠償額の予定の元本に対する年率
 - －担保が必要な場合における担保に関する事項
- 金銭の貸借の媒介における、媒介手数料の計算の方法
- その他の貸付けの条件の具体的内容

「広告」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要がありますが、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般に知らせることをいい、例えば、次に掲げるものをいいます。

- テレビコマーシャル
- ラジオコマーシャル
- 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載
- 看板、立て看板、はり紙、はり札等への表示
- 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示
- チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布
- インターネット上の表示

貸付条件の広告等に表示すべき事項については、**表 1 4 貸付条件の広告等表示事項**を参照ください。

(I) 取立て行為の規制の遵守（貸金業法第 2 1 条、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－2－1 9 取立行為規制）

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく**債権の取立てについて委託を受けた者**は、以下の取立て行為の規制を遵守しなければなりません。

- 禁止される取立行為（貸金業法第 2 1 条第 1 項各号）

債権の取立てを行う場合、債務者等を威迫し又は人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはなりません。

「威迫」行為とは、**他人に対して言葉や態度で氣勢を示し、相手を不安がらせ、あるいは危害を加えられるおそれを感じさせるような行為**をいいます。

「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」について、貸金業法第 2 1 条第 1 項各号で下記の具体的な例示がされています。ただし、これらはいくまでも**例示であり、以下に掲げる言動をしていなくとも、人の私生活または業務の平穩を害するような言動をすれば違法となる可能性**があります。

- ① 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯（午後 9 時から午前 8 時までの間（貸金業法施行規則第 1 9 条第 1 項））に債務者等

に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

⇒ 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－２－１９(２)②イでは、「正当な理由」とは、例えば、債務者等の自発的な承諾がある場合や、債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合、が該当する可能性が高いとされています。

② 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する時間帯（午後９時から午前８時までの間）以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

⇒ 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－２－１９(２)③では、「その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他正当な理由」とは、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高いとしています。

- － 債務者等からの弁済や連絡についての具体的な期日の申出がない場合
- － 直近において債務者等から弁済や連絡に関する申出が履行されていない場合
- － 通常返済約定を著しく逸脱した申出がなされた場合。
- － 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等を行った場合
- － 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が支払停止、所在不明等となり、債務者等から弁済を受けることが困難であることが事実となった場合

③ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

⇒ 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－２－１９(２)②ロでは、「正当な理由」とは、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高いとしています。

- － 債務者等の自発的な承諾がある場合
- － 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合
- － 債務者等の連絡先が不明な場合に、債務者等の連絡先を確認することを目的として債務者等以外の者に電話連絡をする場合。ただし、この場合においても、債務者等以外の者から電話連絡をしないよう求められたにも関わらず、更に電話連絡をすることは「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当するおそれ大きい

④ 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債

務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

- ⑤ 貼り紙、立看板、その他何らの方法をもってするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

⇒ 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-19(2)④では、この例示は、「債務者等に心理的圧迫を加えることにより弁済を強要することを禁止する趣旨であり、債務者等から家族に知られないように要請を受けている場合以外においては、債務者等の自宅に電話をかけ家族がこれを受けた場合に貸金業者であることを名乗り、郵送物の送付に当たり差出人として貸金業者であることを示したとしても、直ちに該当するものではないことに留意することとする。」としています。

- ⑥ 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法（クレジットカードの使用等）により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

- ⑦ 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求すること。

- ⑧ 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

⇒ 債務者等以外の第三者と反復して接触する場合には、返済の肩代わりを要求したり、債務者等のプライバシーを侵害したりする可能性が否定できないことから、債務者等以外の者が協力を拒否している場合に、さらに協力を求めることが禁止されています。

- ⑨ 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

⇒ 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-19(2)⑥では、「司法書士若しくは司法書士法人」とは、簡裁訴訟代理関係業務に関する権限を委任された司法書士としています。

また、同Ⅱ－２－１９(2)②八では、「正当な理由」とは、例えば、弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士若しくは司法書士法人（以下「弁護士等」という。）からの承諾がある場合、弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合が該当する可能性が高い、とされています。

⑩ 債務者等に対し、禁止行為のいずれかを行うことを告げること。

- 催告書面等の記載等事項（貸金業法第 21 条第 2 項、貸金業法施行規則第 19 条第 3 項、同第 4 項）

債務者等に対し、支払を催告する書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、所定事項を記載し又は記録する必要があります。

記載等を行うべき事項については、**表 15 催告書面等の記載等事項**を参照してください。

- 取立てにあたり明らかにすべき事項（貸金業法第 21 条第 3 項、貸金業法施行規則第 19 条第 5 項、同第 6 項）

取立てにあたって相手方の請求があった場合は、法令で定める事項を明らかにしなければなりません。

明らかにすべき事項については、**表 16 債権の取立て時に相手方の請求に応じて明らかにすべき事項**を参照してください。

3 立入検査における指導等

検査において、**法令違反等の不備がある場合は、指示書を交付し、改善に向けた指導を行い、改善の報告を求めます。**

指示された場合は、期限までに改善を行い、**改善報告書を作成・提出**することにより報告を行うこととなります。

指示に従わない場合、法令違反等の事実が貸金業者の管理態勢に起因するもの、当該法令違反等の事実が反復するおそれが認められる場合等、貸金業者の自主的な判断に委ねたのではその改善が十分に期待できない場合、行政処分を發出します。

4 その他の検査等

上述の立入検査のほか、以下を行います。

- (1) 資金需要者等の苦情・相談を端緒にした**随時**の立入検査
- (2) 貸金業**登録の更新**（3年ごと）**又は変更**（営業所等所在地の変更、電話の設置）に伴う営業所・事務所の現地調査

5 届出・報告等について

- (1) 変更の届出（貸金業法第8条、貸金業法施行規則第7条第2項、同第8条）
登録内容に変更が生じた場合は、貸金業法第8条に基づき、届出が必要です。

ア 原則

変更時から2週間以内に届出が必要となります。

- 対象となる内容

商号、名称又は氏名及び住所、役員の氏名、業務の種類及び方法（ほか

イ 例外

あらかじめ届出が必要となります。

- 対象となる内容

営業所等の名称及び所在地、広告又は勧誘をする際に表示する営業所等の電話番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス

- (2) 不祥事件の届出（貸金業法第24条の6の2第1項第4号、貸金業法施行規則第26条の25第1項第4号、同第2項、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－2－8 不祥事件に対する監督上の対応）

貸金業に関しては、以下の行為が発生した場合について、これらの行為を不祥事件として、届出を行っていただく制度があります。

- 役員又は使用人に貸金業の業務に関し**法令に違反**する行為
- 貸金業の**業務の適正な運営に支障を来す行為**

金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－２－８では、下記の行為が該当すると掲げています。

- － 貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
- － 貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為
- － その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの

法令違反等が発生した場合、**法令違反等を知った日から2週間以内**に当課に届け出てください。また、第一報は当課検査指導担当宛に電話等で速やかにご連絡ください。その後、再発防止策までの対応が一巡した段階で書面を作成の上、届け出てください。

立入検査で法令違反等を指摘されて、指導を受けるのではなく、不祥事件の届出の制度を活用願います。

届出の様式は法令等で規定されていませんが、当課では参考例を作成しております。**別紙様式等「役員等の法令違反等に関する届出書」**を参照ください。また、この参考例については、当課から電子データ等での提供が可能です。必要である場合には、当課まで連絡願います。

* 貸金業法

(開始等の届出)

第24条の6の2 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一から三まで (略)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

* 貸金業法施行規則

(開始等の届出)

第26条の25 法第24条の6の2第4号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一から三まで (略)

四 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があつたことを知った場合

五から七まで (略)

- 2 貸金業者は、法第24条の6の2各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二週間以内に、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

- (3) コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生に関する報告 (金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (2) ②)

コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を知った場合は、当課へ速やかに報告し、書面を提出してください。

また、**復旧時、原因説明時には改めてその旨を報告・書面を提出してください。**復旧又は原因説明に発生から1か月以上を要する場合には、1か月以内に現状について報告・書面提出してください。

報告すべきシステム障害等は以下のとおりです。なお、**当該事案の発生原因が人的要因によるところが大きい場合は、(2)の不祥事件として報告してください。**

ア システム障害

自社又は業務の委託を受けた者等が使用しているシステム・機器 (ハードウェア・ソフトウェア) に発生した障害であり、**借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。**ただし、他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的には影響が生じない場合は除く。

イ サイバーセキュリティ事案

情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざん、破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行、DDos 攻撃等のサイバー攻撃又は攻撃の予告により、サイバーセキュリティが脅かされる事案であり、**資金需要者等や業務に影響を及ぼす又は及ぼす可能性が高いと認められるもの。**

書面での報告は、**別紙様式等「障害発生等報告書」**(金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」別紙様式1) を用いてください。

- (4) 個人情報漏えい等に関する報告

個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知った場合は、漏えい等の内容に応じ、対応する法令・書式に基づき、当課 (一部は個人情報保護委員会との双方 (アを参照)) へ速やかに報告してください。また、当該事案等の対象となった本人に対し、速やかな通知を行わなければならない場合があります ((5)

を参照)。さらに、内容等に応じた必要な措置や公表を実施しなければなりません((6)を参照)。

ア 個人データ※に関し、以下のいずれかが発生し、又は発生したおそれがある事態を知った場合(報告義務)(個人の権利利益を害するおそれ大きい事案(4類型))(個人情報保護法第26条第1項)

(ア) 要配慮個人情報※が含まれる個人データ※の漏えい等

(イ) 不正に利用されることにより**財産的被害**が生じるおそれがある個人データ※の漏えい等

例：送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID とパスワードの組み合わせを含む個人データの漏えい

(ウ) **不正の目的**をもって行われたおそれがある個人データ※の漏えい等

例1：不正アクセスによる個人データの漏えい

例2：ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

例3：個人データが記載又は記録された書類・媒体等の盗難

例4：従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供

(エ) 個人データ※に係る本人の数が**1,000人を超える**漏えい等

例：システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能となる状態となり、当該個人データに関する本人の数が1,000人を超過

⇒ 個人情報保護法第26条第1項に基づき、**別紙様式等「報告書」**(個人情報保護法施行規則 別記様式第一 ※ 1ページ目の「個人情報等漏えい等報告書」は不要)を当課に提出し、同時に**個人情報保護委員会にも直接報告**してください(報告義務)。

個人情報保護委員会への直接報告は以下のウェブサイトでの入力フォームへの入力により行います。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

(不明点は、個人情報保護法相談ダイヤルに問い合わせください。)

電話番号 03-6457-9849 受付 9:30~17:30(土日祝日・年末年始を除く))

当該事態を知った時点から**概ね3~5日以内に把握している内容のみを報告する速報と、30日以内**(不正目的の事態を含む場合は60日以内)(期限の算定には土日・祝日も含めます)**に可能な限り早期に別紙様式等「報告書」に記載の全ての項目を報告する確報の2回、報告を行なってください。**

また、速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができます。

ただし、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに関し、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益

を保護するために必要な措置」が講じられている場合は、報告は不要です。

イ **個人顧客**に関する個人データ※の漏えい等が発生し、又は発生したおそれ※がある事態を知った場合（**報告義務**）（貸金業法第12条の2第1項、貸金業法施行規則第10条の2の2第1項）

⇒ 貸金業法第12条の2第1項及び貸金業法施行規則第10条の2の2第1項に基づき、**別紙様式等「個人情報等漏えい等報告書」**（金融機関における個人情報保護に関するQ&A 別紙様式1 ※ 2ページ目以降の「報告書」（個人情報保護法施行規則 別記様式第一）を含む）を当課に提出してください（**報告義務**）。

事態を知った時点から概ね**3～5日以内に、その時点で把握している当該事態の概要等を監督当局に報告する速報と、その後、当該事態の概要等が判明次第、改めて報告する確報の2回、報告**を行なってください。

ウ 以下のいずれかが発生し、又は発生したおそれがある事態（上記**ア及びイ**を除く）を知った場合（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第2項）

(ア) 個人情報の漏えい等

(イ) 削除情報等や加工方法等情報に該当するもので、個人データ※に該当するものの漏えい等

⇒ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第2項に基づき、**別紙様式等「個人情報等漏えい等報告書」**（金融機関における個人情報保護に関するQ&A 別紙様式1 ※ 2ページ目以降の「報告書」（個人情報保護法施行規則 別記様式第一）を含む）を当課に提出してください。

事態を知った時点から概ね**3～5日以内に、その時点で把握している当該事態の概要等を監督当局に報告する速報と、その後、当該事態の概要等が判明次第、改めて報告する確報の2回、報告**を行なうこととされています。

エ **上記ア、イ、ウの報告対象事態の複数に該当する場合（報告義務）**

⇒ 上記ア、イ、ウの複数の根拠法令に基づく報告を一括して行うための報告様式として、**別紙様式等「個人情報等漏えい等報告書」**（金融機関における個人情報保護に関するQ&A 別紙様式1 ※ 2ページ目以降の「報告書」（個人情報保護法施行規則 別記様式第一）を含む）を当課に提出してください（**報告義務**）。

同時に、上記**アの事態に該当**する場合は、当課への報告のほか、**個人情報保護委員会にも以下のウェブサイトでの入力フォームへの入力により直接報告する必要があります。**

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

（不明点は、個人情報保護法相談ダイヤルに問い合わせください。

電話番号 03-6457-9849 受付 9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

事態を知った時点から概ね3～5日以内に、その時点で把握している当該事態の概要等を監督当局に報告する速報と、その後、当該事態の概要等が判明次第、改めて報告する（上記(ア)の事態を含む場合は30日以内（不正目的の事態を含む場合は60日以内）（期限の算定には土日・祝日も含めず）に可能な限り早期に報告する）**確報の2回、報告を行なうこととします。**

※ 個人データ

個人情報（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの）を容易に検索することができるように体系的にまとめた「個人情報データベース等」（特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの 例：パソコンの管理ソフト、台帳、五十音順に索引を付して並べられた顧客カードなど）を構成する個人情報

※ 漏えい等が発生したおそれ

その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がないこと

※ 要配慮個人情報

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する、以下の個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実、身体障害・知的障害・精神障害等があること、健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果に関する情報の結果、ゲノム情報を含む）、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

※ 削除情報等

仮名加工情報（特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名・住所）の全部又は一部の削除、個人識別符号（例：旅券番号、マイナンバー）の全部の削除、不正利用により財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除し、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）の作成に用いられた個人情報から削除された、記述等、個人識別符号に関する情報

※ 加工方法

個人情報に含まれる記述等（例：氏名・住所）の一部を削除又は個人識別符号（例：旅券番号、マイナンバー）の全部を削除することで、特定の個人を識別できないようにして得る「匿名加工情報」への加工方法

(5) 個人情報漏えい等に関する本人への通知

個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知った場合は、漏えい等の内容に応じ、当該事案等の対象となった本人に対し、以下（下記アの○印の項目）を内容とする速やかな通知を行なってください。貸金業者の取り扱う情報の性質等に鑑みれば、基本的には全ての漏えい等事案について本人への通知等を行うことが望ましいです。

また、本人への通知については、様式は定められていませんが、本人にとって**分かりやすい形で通知を行うことが望ましい**です（例：文書の郵便等での送付、電子メールの送信）。

なお、**本人への通知が困難である場合**（例：保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合、連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合）には、代替措置として、事案の公表（公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容が基本）や、問合せ窓口を用意してその連絡先を公表して本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする、といった対応を認めます。

ア 個人データに関し、以下のいずれかが発生し、又は発生したおそれがある事態を知った場合（**通知義務**）（個人の権利利益を害するおそれ大きい事案（4類型））=**(3)アのいずれかに該当する場合**）（個人情報保護法第26条第2項、個人情報保護法施行規則第8条第1項、個人情報保護に関するガイドライン（通則編）3-5-4、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第3項前段）

(ア) **要配慮個人情報**が含まれる個人データの漏えい等

(イ) 不正に利用されることにより**財産的被害**が生じるおそれがある個人データの漏えい等

(ロ) **不正の目的**をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等

(ハ) 個人データに係る本人の数が**1,000人を超える**漏えい等

⇒ 個人情報保護法第26条第2項に基づき、個人情報保護法施行規則第8条第1項に定められている下記内容について、本人に通知する必要があります。

なお、**これらの内容が全て判明するのを待たず**、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで**本人の権利利益が保護される可能性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断**する必要があります。

- **概要**
- 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある**個人データの項目**
- **原因**
- **二次被害又はそのおそれの有無及びその内容**

- **その他参考となる事項**（例：本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置）
- イ 次に掲げる事態（上記ア(ア)～(I)の事態を除く。）を知った場合（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第3項後段）
上記アに準じ、本人への通知等を行うこととします（通知の努力義務）。
通知内容は上記アで示している項目と同様です。
 - (ア) 個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (イ) 個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (ウ) 仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(6) 個人情報漏えい等に関するその他の対応

- ア 必要な措置（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第4項）
個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知った場合は、事態の内容等に応じ、以下の事項に関する必要な措置をとってください（措置義務）。
 - **事業所内部における報告及び被害の拡大防止**
 - **事実関係の調査及び原因の究明**
 - **影響範囲の特定**
 - **再発防止策の検討及び実施**

- イ 公表（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第4項）
個人情報の漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとされています（努力義務）。
なお、必要な初動対応が完了していない時点で、かつ、事実関係等を公表することで、かえって被害が拡大することが想定される場合等においては、当該時点で公表を行う必要はないと考えられます。

附表

表1 立入検査の主要着重点

番号	条文 (※ 略記凡例は最下部欄外に記載)	ヲ	検 査 事 項	備 考
1	法第8条第1項		登録簿記載内容との相違の有無	○ 営業所の所在地、役員変更、業務の種類、貸付条件、電話、電子メール、ホームページ等
2	法第12条の2の2第1項、第2項		指定紛争解決機関との契約締結の有無	○ 指定紛争解決機関の商号又は名称の公表（営業所・事務所内への掲出、ホームページへの掲載）
3	法第12条の3第1項、第2項 規則第10条の7、第30条の8		貸金業務取扱主任者の適否	○ 貸金業務取扱主任者の在所確認（常時勤務） ○ 貸金業務取扱主任者が従業者に対し、適切に助言・指導を行なう態勢となっているか
4	法第12条の4第1項 規則第10条の9		証明書の携帯の有無	
5	法第12条の4第2項 規則第10条の9の2		従業者名簿の有無	○ 一定期間以上の「貸付けの業務」の経験のある者の在籍の有無（常務に従事する役員の中には3年以上の者、営業所等ごとにおける常勤の役員又は使用人としての1年以上かつ1名以上の在籍が各々必要）。 ○ 従業者でなくなった者の氏名・なくなったときの年月日が記載されているか（最終の記載日から10年間保存）
6	法第12条の6		禁止行為の遵守	○ 資金需要者等に対する虚偽告知、重要事項不告知、不確定な事項に関する断定的判断の提供、保証人予定者に対する主債務者の弁済の確実性に関する誤認表示、その他偽り・不正・著しく不当な行為を行っていないか
7	法第12条の8第1項～第4項 利息制限法第1条、第5条		高金利のおそれの有無	○ 利息（みなし利息を含む）が利息制限法第1条規定の金額を超える利息の契約締結、受領、支払の要求をしていないか ○ 同一債務者に同時又は追加で貸付けを行う際、利息制限法の上限利率は、同法第5条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか
8	法第12条の8第6項、第7項 規則第10条の12 利息制限法第8条、第9条 出資法第5条の2、第5条の3		高保証料のおそれの有無	○ 保証業者と保証契約を締結する際は、事前に保証業者への照会等により、保証業者と資金需要者との間の保証料に係る契約の締結の有無と保証料の額を確認し、確認に関する記録を作成・保存しているか ○ 保証人として保証業者を付す場合、主たる債務の利息と保証料の合算額が、法定上限額を超過していないか
9	法第13条第2項		指定信用情報機関利用の有無	○ 個人との契約（貸付けに関する契約又は同契約に関する保証契約）締結において、指定信用情報機関（株式会社日本信用情報機構（JICC）又は株式会社シー・アイ・シー（CIC））が保有する信用情報を使用しているか
10	法第41条の36 規則第30条の16		信用情報提供等に関する同意の取得等	○ 指定信用情報機関に個人顧客の信用情報の提供を依頼する際、予め、当該個人顧客の同意を得、記録を作成・保存しているか ○ 個人顧客に対する貸付けの契約を締結する際、事前に以下の同意を当該個人顧客から得、記録を作成・保存しているか □ 加入指定信用情報機関への個人信用情報提供 □ 加入指定信用情報機関による、提供された個人信用情報の他の指定信用情報機関への提供
11	法第41条の37 監督指針Ⅱ-2-14(1)②		加入指定信用情報機関の商号等の公表の有無	○ 加入指定信用情報機関の商号又は名称を、自社の店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載等常時閲覧可能な状態で公表しているか
12	法第13条第1項、第3項、第4項		返済能力調査・徴求資料の適否	○ 資力・借入状況の調査をしているか ○ 収入等の確認・返済能力に係る必要な書類を資金需要者から徴しているか ○ 返済能力調査の記録は作成されているか
13	法第13条の2 規則第10条の21、第10条の23		過剰貸付のおそれの有無	○ 個人に対する貸付けにおける総量規制の除外又は例外に該当するか ○ 総量規制の除外又は例外の要件に適合する旨の疎明資料を徴しているか

略記凡例

法：貸金業法 令：貸金業法施行令 規則：貸金業法施行規則 監督指針：金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」

通則ガイドライン：個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」

ガイドライン：個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」

実務指針：個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」

(次ページへ続く)

番号	条文 (※ 略記凡例は先頭ページ欄外記載)	フィク	検 査 事 項	備 考
14	法第13条の3第1項、第2項、第4項、第13条の4 規則第10条の24、第10条の25、第10条の27、第10条の29		極度方式基本契約締結後の途上と信調査の適否	○ 基準額超過極度方式基本契約に係る調査を適正に実施し、記録を適正に作成しているか ○ 基準額超過極度方式基本契約に該当する場合、極度方式貸付けを抑制するため、極度額の減額や新たな極度方式貸付けの停止を行っているか
15	法第14条		貸付条件の揭示の有無	○ 顧客の見やすい場所に揭示してあるか ○ 貸付けの種類ごとに作成されているか
16	法第14条 規則第11条		貸付条件の内容の適否	○ 記載内容と登録簿との整合性はあるか ○ 登録した貸金業務取扱主任者を全員記載しているか
17	法第15条 規則第12条		貸付条件の広告の適否	
18	法第16条		誇大広告のおそれの有無	
19	監督指針Ⅱ-2-6(1)③		反社会的勢力の排除	○ 契約書面や取引約款に反社会的勢力の排除に関する条項を導入しているか
20	犯罪収益移転防止法第4条、第6条 犯罪収益移転防止法施行令第13条 犯罪収益移転防止法施行規則第6条、第7条、第9条～第21条、第25条～第27条		取引時確認の実施と確認記録作成の有無	○ 本人特定事項、取引を行う目的、職業（法人は事業内容）、実質的支配者の本人特定事項（法人のみ）を確認し、直ちに確認記録を作成し、契約終了日から7年間保存しているか
21	犯罪収益移転防止法第8条 犯罪収益移転防止法施行令第16条 犯罪収益移転防止法施行規則第25条～第27条		疑わしい取引の届出状況の確認	○ 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、速やかに東京都産業労働局金融部貸金業対策課に届出を行っているか
22	法第16条の2第1項、第2項		契約締結前書面交付の有無	○ 顧客に対し、契約締結前及び契約締結時に法定事項を記載した書面を交付し、説明し、了解の上で貸付けの契約を締結しているか。 ○ 契約締結前の交付書面（貸付契約事前説明書等）と契約締結時の交付書面（借用証書、金銭消費貸借契約書等）との間に貸付条件等の齟齬は生じていないか。 ○ 保証人に対し、契約締結前及び契約締結時に法定事項を記載した書面を交付し、説明し、了解の上で保証契約を締結しているか ※ 保証契約の契約締結前書面は概要を記載した書面と詳細を記載した書面の2種類（同時に交付）（規則第12条の2第6項） ※ 保証契約の契約締結時書面は保証契約の内容を明らかにする書面と主たる貸付けに関する契約の内容を明らかにする書面の2種類
23	法第16条の2第1項、第2項 規則第12条の2第1項、第2項、第7項、第8項		契約締結前書面の内容の適否	
24	法第16条の2第3項		保証契約締結前書面交付の有無	
25	法第16条の2第3項 規則第12条の2第3項～第8項		保証契約締結前書面の内容の適否	
26	法第17条第1項、第2項		契約書面交付の有無	
27	法第17条第1項、第2項 規則第13条第1項～第5項		契約書面の内容の適否	
28	法第17条第3項～第5項		保証契約締結時書面交付の有無	
29	法第17条第3項～第5項 規則第13条第6項～第15項		保証契約締結時書面の内容の適否	
30	法第16条の2第4項、第16条の3第2項、第17条第7項、第18条第4項 令第3条の2の5、第3条の3～第3条の5 規則第1条の4		電磁的方法による書面提供に関する同意取得の有無	
31	法第41条の35第2項、第3項		個人信用情報の提供等の有無	○ 個人顧客と貸付けに係る契約を締結した場合又は既に提供した個人信用情報に変更があった場合、取得当日中にその契約に係る又は変更のあった個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供しているか
32	法第18条第1項、第2項		受取証書交付の有無	
33	法第18条第1項、第2項 規則第15条第1項～第3項、第6項		受取証書の内容の適否	
34	法第19条		帳簿の備付けの有無	○ 貸金業法で定められている帳簿（取引履歴、交渉の経過の記録）を適切に整備、管理しているか（証拠書類や経理上の帳簿とは異なる） ○ 債務者等の閲覧請求権の観点から整備されているか ○ 債務者ごとに作成しているか ○ 取引履歴及び交渉の経過の記録は逐次記載されているか
35	法第19条 規則第16条		帳簿記載内容の適否	
36	法第19条 規則第17条		帳簿の保存の有無	
37	法第19条の2 規則第17条の2、第17条の3		帳簿内容の閲覧（開示）の適否	
38	法第21条第1項、 規則第19条第1項		取立行為規制の遵守	○ 取立ての際、人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしていないか
39	法第21条第2項 規則第19条第2項～第4項		催告書面の内容の適否	○ 法令で定める事項を適正に記載しているか ○ 債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法（書面への封の実施、本人のみの使用明らかなメールアドレスへの電子メール送付等）により送付しているか

(次ページへ続く)

番号	条文 (※ 略記凡例は先頭ページ欄外記載)	フィク	検 査 事 項	備 考
40	法第23条 規則第20条		標識掲示の有無	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部の人間の見やすい場所に掲示してあるか ○ 登録有効期間は、登録年月日の翌日から起算し3年間であるか
41	法第41条の38 規則第10条の3 個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項 ガイドライン第2条、第3条		信用情報の目的外使用等の禁止 個人情報の利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 返済能力等調査以外の目的のため、加入指定信用情報機関に対する信用情報提供の依頼、若しくは提供を受けた信用情報の使用又は第三者への提供を行っていないか
42	個人情報保護法第20条第1項 通則ガイドライン3-3-1 ガイドライン第5条		個人情報の適正な取得と機微情報の取得禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 偽り等不正に個人情報を取得していないか ○ 一定の場合を除き、機微情報の取得、利用、又は第三者提供を行っていないか
43	法第12条の2 規則第10条の2 個人情報保護法第23条、第24条 ガイドライン第8条、第9条 実務指針Ⅰ、Ⅱ		個人データの管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止等のため、データの取得・利用・保管等の段階に応じた、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握（外国で個人データを取り扱う場合のみ）を講じているか ○ 従業者に個人データを取り扱わせるに当たり、データの安全管理のため、下記体制整備等により従業者を必要かつ適切に監督しているか <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 従業者在職中及び退職後における、業務上知り得た個人データの非開示契約の締結 <input type="checkbox"/> 安全管理義務の周知徹底、教育・訓練の実施 <input type="checkbox"/> 従業者における個人データの保護に対する点検及び監査制度の整備・実施
44	個人情報保護法第27条第1項 通則ガイドライン3-6-1 ガイドライン第12条第1項		個人データの第三者提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前に本人の同意なく、個人データを第三者に提供していないか
45	個人情報保護法第29条 個人情報保護法施行規則第19条～第21条		個人データの第三者提供時の記録作成及び保存	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人データの第三者提供の際は、個人情報保護法施行規則で定める事項に関する記録を作成しているか（提供が法令に基づく場合等の同意不要の提供や委託等に該当する場合を除く） ○ 記録を作成した日から3年保存しているか
46	個人情報保護法第32条第1項 個人情報保護法施行令第10条 通則ガイドライン3-8-1(1) ガイドライン第15条		保有個人データに関する事項の公表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有個人データの利用目的、開示等手続き、開示手数料等の規定を、本人の知り得る状態（遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか
47	法第12条の2 規則第10条の5 個人情報保護法第25条 ガイドライン第10条 実務指針Ⅲ		外部委託先の選定・監督等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な選定基準を定め、選定しているか ○ 定期的又は必要に応じて委託先の遂行業務を確認し、必要に応じ改善させる等、適切に監督しているか ○ 委託先が委託業務を適切に行えない場合、当該業務に係る債務者保護への支障発生等を未然に防止する措置を講じているか ○ 個人データの取扱いを委託する場合、安全管理措置を委託先においても確保しているか

表2 契約締結前書面における法定記載項目・内容

項 目	内 容
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	・住所 ・商号、名称又は氏名
貸付けの金額	
貸付けの利率	年率 % ※1
返済の方式	・一括返済 ・元金均等 ・自由返済
返済期間及び返済回数	年 月 日から 年 月 日
賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	(例)返済期限後又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率 %の遅延損害金を支払うものとする(日割計算)。
貸金業者の登録番号	東京都知事()第 号 ※2
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容	
利息の計算の方法	(例)残債方式により、上記貸付けの利率によって次の計算式で計算します(円未満切捨)。 残元金×年率÷365(366)×日数(日数計算は貸付日から弁済日の前日による。)
返済の方法及び返済を受ける場所	
各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	(例)別紙償還表記載のとおり
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときはその内容	
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	
将来支払う返済金額の合計額	
指定紛争解決機関の商号又は名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター (03-5739-3861)

本書面により、貸付契約の内容を十分理解し、また、本書面を受け取りました。

年 月 日 受領者氏名

※1 下記の計算式の値を百分率で少なくとも小数点第1位まで記載します(実質年率)。

(約定利息及びみなし利息の合計) ÷ [(各回返済時の元本の未返済額) × (直前の弁済日から今回の弁済日の前日までの期間(年単位))] の全ての回の合計]

但し、市場金利に一定の利率を加算する方法で算定される利息を約定利息とする場合等は、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率を百分率で少なくとも小数点第1位まで記載します。

※2 登録番号の更新回数は記載を省略することができます。

表3 契約締結時書面における法定記載項目・内容

項 目	内 容
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	・住所 ・商号、名称又は氏名
貸金業者の登録番号	東京都知事()第 号 ※1
契約年月日	
貸付けの金額	
貸付けの利率	年率 % ※2
返済の方式	・一括返済 ・元金均等 ・自由返済
返済期間及び返済回数	年 月 日から 年 月 日
賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	(例)返済期限後又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率 %の遅延損害金を支払うものとする(日割計算)。
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	
貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容	
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	
契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容	
利息の計算の方法	(例)残債方式により、上記貸付けの利率によって次の計算式で計算します(円未満切捨)。 残元金×年率÷365(366)×日数(日数計算は貸付日から弁済日の前日による。)
返済の方法及び返済を受ける場所	
各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	(例)別紙償還表記載のとおり
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときはその内容	
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	
当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	
当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	・住所 ・商号、名称又は氏名
当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳及び当該貸付けの契約を特定し得る事項	・住所 ・商号、名称又は氏名
将来支払う返済金額の合計額	
指定紛争解決機関の商号又は名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター (03-5739-3861)

本書面を受け取りました。

年 月 日

受領者氏名

※1 登録番号の更新回数は記載を省略することができます。

※2 下記の計算式の値を百分率で少なくとも小数点第1位まで記載します(実質年率)。

(約定利息及びみなし利息の合計) ÷ [(各回返済時の元本の未返済額) × (直前の弁済日から今回の弁済日の前日までの期間(年単位))] の全ての回の合計]

但し、市場金利に一定の利率を加算する方法で算定される利息を約定利息とする場合等は、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率を百分率で少なくとも小数点第1位まで記載します。

表4 反社会的勢力の排除条項導入例

(反社会的勢力の排除)

第1条 借主等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 借主等は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

(期限の利益の喪失)

第2条 借主等が、暴力団員等若しくは、前条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第2項の①ないし⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

表6 交渉の経過の記録の書式例

交渉日時	交渉の相手方 (債務者、保証人等)	場所	手法 (電話、訪問、 電子メール、 書面発送等)	交渉担当者 (同席者等を含む)	交渉内容 (催告書等の書面の内容を含む)
年 月 日 時 (分)					
年 月 日 時 (分)					
年 月 日 時 (分)					
年 月 日 時 (分)					
年 月 日 時 (分)					
年 月 日 時 (分)					

表7 返済能力の調査に関する記録の記載項目・内容

顧客等ごとに以下の項目・内容での記録作成が必要です（貸金業法第13条第4項）。

項 目	内 容
契約年月日	年 月 日
資力を明らかにする書面又はその写しの提出(提供)日 ※1 ※2	・書面の種類 ・提出(提供)日
資力に関する調査の結果	○○○○
借入の状況に関する調査の結果 ※ 個人である顧客等の場合、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行った調査※1の結果を含む（貸金業法第13条第2項）こと。	○○○○

- ※1 極度方式基本契約に基づく個別の貸付契約と、貸金業法施行規則第1条の2の3第2号から第3号に掲げる契約を除きます。
- ※2 下記のいずれかに該当する個人である顧客と貸付けに係る契約（保証契約は含まない）を締結しようとする場合のみ、徴求する必要があります（貸金業法第13条第3項）。ただし、極度方式貸付けについては、自社の貸付けは枠（極度額）を、他社の貸付けは残高を、合算します。
- ア 今回締結する予定の貸付けの金額を含めると、自社での貸付けの合算額が50万円を超える場合
- イ 今回締結する予定の貸付けの金額を含めると、当該個人顧客の借り入れの総額が100万円を超える場合

* 貸金業法施行規則

（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第10条の18 法第13条第4項の規定により、貸金業者は、顧客等ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

- 一 契約年月日
- 二 顧客等から前条第一項に規定する書面等[資力を明らかにする事項を記載した書面等]の提出又は提供を受けた年月日
- 三 顧客等の資力に関する調査の結果
- 四 顧客等の借入れの状況に関する調査の結果(法第13条第2項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行った調査の結果を含む。)
- 五 その他法第13条第1項の規定による調査に使用した書面又はその写し(当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)

表 8 電磁的方法による書面交付が可能な書面

電磁的方法による書面交付が可能な書面	根拠法令
契約締結前の書面	貸金業法第 16 条の 2 第 4 項
保証契約締結前の書面	
生命保険契約に係る同意前の書面	貸金業法第 16 条の 3 第 2 項
契約締結時の書面	貸金業法第 17 条第 7 項
契約締結時の書面の重要事項変更時の書面	
保証契約締結時の書面	
保証契約締結時の書面の重要事項変更時の書面	
受取証書	貸金業法第 18 条第 4 項
マンスリーステートメント及び簡素化書面	貸金業法第 17 条第 7 項及び第 18 条第 4 項

表9 本人特定事項の確認の際に必要な本人確認書類

本人特定事項の確認を行う際に必要となる本人確認書類については、確認の対象が自然人である場合と法人である場合等に分けて定められており、主な例は以下のとおりです（犯罪収益移転防止法施行規則第7条）。

確認対象	本人確認書類	
自然人	1	(1) 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、旅券、船舶観光上陸許可書、身体障害者手帳等（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る）。
		(2) (1)のほか、官公庁から発行・発給された書類等で、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの。
	2	各種健康保険証、母子健康手帳等（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る）、特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書。
法人	4	(1) 設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る）
		(2) (1)のほか、官公庁から発行・発給された書類等で当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの。

顧客若しくは法人顧客の代表者その他取引の任務に当たっている者（以下、「代表者等」といいます。）に関し、現在の住居等が本人確認書類と異なる場合又は住居等の記載がない場合は、他の本人確認書類や補完書類（納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書、官公庁発行書類等（有効期間又は有効期限のあるものは提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他のものは領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示又は送付を受ける日の前6か月以内のものに限る。))の提示を受け、又はこれらの書類若しくはその写しの送付を受け、現在の住居等を確認する必要があります。

旅券等のように住居等の記載が必須とされていないものを除き、本人確認書類であるためには住居等の記載がある必要があります。

表 1 0 本人特定事項の確認方法

本人特定事項の確認を行う方法については、顧客が自然人である場合と法人である場合等に分けて定められており、主な例は以下のとおりです（犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号及び第3号）。

確認対象	確認方法
対面での取引	○ 当該顧客又はその代表者等から当該顧客の表9の本人確認書類1(1)又は1(2)の提示を受ける方法（表9の1(2)であって複数通発行・発給されたものについては代表者等からの提示を除く。）。
	○ 当該顧客又はその代表者等から当該顧客の表9の本人確認書類1(2)、2又は3の提示（表9の1(2)であって複数通発行・発給されたものの提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。
	○ 当該顧客若しくはその代表者等から当該顧客の表9の本人確認書類2のうちいずれか2つの提示を受ける方法 又は 表9の本人確認書類2及び1(2)、3若しくは当該顧客の現在の住居の記載がある補完書類の提示（表9の本人確認書類1(2)であって複数通発行・発給されたものの提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けする方法。
	○ 当該顧客又はその代表者等から当該顧客の表9の本人確認書類2の提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の表9の本人確認書類1～3若しくは当該顧客の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法。
顧客が自然人の場合	○ 当該顧客又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報（氏名、住居及び生年月日、貼り付けられた写真並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認できるもの）の送信を受ける方法
	○ 当該顧客又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の容貌）の送信を受けるとともに、当該顧客等の写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報（氏名、住居、生年月日及び写真の情報）の送信を受ける方法
	○ 当該顧客又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた表9の本人確認書類1又は2（一を限り発行・発給されたものに限る）の画像情報であつて、記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受け、 又は 当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれたICチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法。 (1) 他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約を行う際に当該顧客について取引時確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客しか知り得ない事項その他の当該顧客が当該確認記録に記載されている顧客と同一であることを示す事項の申告を受けることにより、当該顧客が当該確認記録に記載されている顧客と同一であることを確認していることを確認すること。 (2) 当該顧客の預貯金口座（預貯金契約締結の際に取引時確認を行い、その確認記録を保存しているものに限る。）に金銭を振込み、当該顧客又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

確認対象	本人確認書類	
顧客が 自然人 の場合	非対面 での取引 eKYC (eKYC： オンライン で行う 本人確認)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該顧客又はその代表者等から、本人確認書類に組み込まれたICチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。 ○ 当該顧客又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた表9の本人確認書類1又は2（一を限り発行・発給されたものに限る）の画像情報であって、記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。
	非対面 での取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該顧客又はその代表者等から当該顧客の表9の本人確認書類1～3の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該顧客又はその代表者等から当該顧客の現在の住居の記載のある表9の本人確認書類1～3のいずれか2種類の写しの送付を受け、又は表9の本人確認書類1～3の写し及び現在の住居の記載のある補完書類（写しを含む）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類（写しを含む）に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、「本人特定事項の確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」、「本人確認書類又は補完書類の提示を受けた日付及び時刻」、「本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客に対して、取引関係文書を送付する方法。 ○ 当該顧客から、電子署名法又は公的個人認証法に基づく電子証明書（氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法
顧客が 法人の 場合	対面での 取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の代表者等から表9の本人確認書類4の提示を受ける方法。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁が運営する法人番号公表サイトにより公開されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法
	非対面 での取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法（※ 当該顧客等の代表権を有する役員として登記されていない代表者等から申告を受ける場合は、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する必要がある）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁が運営する法人番号公表サイトにより公開されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認し、かつ、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の代表者等から表9の本人確認書類4又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載の本店等に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。 ○ 当該法人の代表者等から、商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法 		

表 1 1 確認記録の記録事項

主な記録事項	
1	取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
2	確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
3	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、その日付及び 時刻 （当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に7年間保存する場合にあっては、日付に限る。）
4	本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として送付を受けたときを除く。）は、その日付
5	取引関係文書を送付したときは、その日付
6	本人確認用画像情報の送信を受けたときは、その日付
7	I Cチップ情報の送信を受けたときは、その日付
8	一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けたときは、その日付
9	国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったときは、その日付
10	顧客等又は代表者等の住居に赴いて取引関係文書を交付したときは、その日付
11	ハイリスク取引に際して追加で書類の提示又は送付を受けたときは、その日付
12	取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者（法人のみ）又は資産及び収入（ハイリスク取引の一部のみ）の状況の確認を行ったときは、その日付
13	取引時確認を行った取引の種類
14	顧客又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法
15	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
16	本人確認書類に現在の住居等の記載がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該確認に用いた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
17	顧客が法人である場合に、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等に取引関係文書を送付したとき又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
18	顧客の本人特定事項（自然人：氏名・住居・生年月日）（顧客が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
19	代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客との関係及び当該代表者等が顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

主な記録事項	
20	顧客が取引を行う目的
21	顧客の職業又は事業の内容
22	顧客(国等を除く)が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び実質的支配者と顧客との関係並びにその実質的支配者の確認を行った方法(ハイリスク取引のときは、確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。)
23	資産及び収入の状況の確認を行ったときは、その確認を行った方法及び確認を行った書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
24	顧客が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに異なる名義を用いる理由
25	取引記録等を検索するための口座番号その他の事項
26	顧客が外国PEPs であるときは、その旨及び外国PEPs であると認めた理由
27	なりすまし又は偽りが疑われる取引のときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該確認を行った日付その他の事項

表 1 2 確認記録の参考様式

自 然 人

取引時確認を行った者				
確認記録を作成した者				
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/> ハイリスク取引			
口座番号・顧客番号等				
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項				
顧 客 関 係				
本人特定事項	氏名（フリガナ）			
	住居			
	生年月日	（西暦）		
自己の氏名・名称と異なる名義 （いわゆる通称）を用いる場合		（通称）		
		（その理由）		
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり） <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳等 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）		<input type="checkbox"/> 対面取引 <input type="checkbox"/> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日（ ） 時刻（ ） <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 非対面取引	
	<input type="checkbox"/> 他の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）		<input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日（ ） <input type="checkbox"/> ICチップに記録された情報の送信を受けた 年月日（ ）	
	取引を行う目的			
	職業			
	ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	<input type="checkbox"/> ICチップに記録された情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 本人特定事項の確認を行った日と異なる日に確認した場合 <input type="checkbox"/> 取引を行う目的 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 職業 年月日（ ） <input type="checkbox"/> 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） 年月日（ ）
		資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
		外国PEPsとの取引	<input type="checkbox"/> 顧客が外国PEPsに該当する 顧客が外国PEPsに該当すると認めた理由	
		備考		

自 然 人 (代理人関係)

取引時確認を行った者		
確認記録を作成した者		
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/> ハイリスク取引	
口座番号・顧客番号等		
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項		
代表者等 (代理人) 関係		
本人特定事項等	氏名 (フリガナ)	
	住居	
	生年月日	(西暦)
	顧客との関係	
	顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳等 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 (取引申込等書類に押印した印鑑) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 (取引申込等書類に押印した印鑑以外) <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	<input type="checkbox"/> 対面取引 <input type="checkbox"/> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日 () 時刻 () <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 () <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した (ハイリスク取引の場合) 年月日 () <input type="checkbox"/> 非対面取引 <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 () <input type="checkbox"/> 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日 () <input type="checkbox"/> ICチップに記録された情報の送信を受けた 年月日 ()
	本人確認書類を補完する書類 (写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合) <input type="checkbox"/> 他の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	<input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 本人確認用画像情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> ICチップに記録された情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
備考		

備考

- 1 添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。
- 2 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。
- 3 「本人確認書類」欄は、分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。一部分類に関する補足説明は以下のとおりです。

身体障害者手帳等：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。）

その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

国民年金手帳等：国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。）

その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）

外国政府又は国際機関が発行した書類等：外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの。
- 4 「本人確認書類を補完する書類」欄は、分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。一部分類に関する補足説明は以下のとおりです。

他の本人確認書類：「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類

その他官公庁から発行又は発給された書類等：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）

外国政府又は国際機関が発行した書類等：外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの
- 5 「本人確認書類」、「本人確認書類を補完する書類」、「追加で本人特定事項を確認した書類」及び「資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入して下さい。

ただし、当該書類が

 - i) マイナンバーカードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。
 - ii) 国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。
 - iii) 各種健康保険証（介護保険の被保険者証を除く。）の場合には、「記号番号」欄に被保険者証等記号・番号等を記入せず、交付年月日等を記入して下さい。
 - iv) 船舶観光上陸許可書の場合には、「記号番号」欄にその許可書番号を記入せず、国籍・地域及び旅券番号を記入して下さい。
- 6 「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、各種健康保険証、国民年金手帳等及び印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類（備考4に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるが、取引関係文書の送付が必要となります。
- 7 「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）、戸籍謄本又は抄本、住民票の写し又は記載事項証明書、及びその他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
- 8 「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前6ヶ月以内のものに限り。（「他の本人確認書類」を除く。）
- 9 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。
- 10 本人確認用画像情報の送信を受け、又はICチップに記録された情報の送信を受けるとともに、次の(i)又は(ii)の行為を行う方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報又はICチップに記録された情報の送信を受けた日付に加えて、次の(i)又は(ii)に掲げる行為を行った日付を記録する必要があります。

(i) 他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等から申告を受けることにより当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。

(ii) 顧客等の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。
- 11 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないものの住居に代わる本人特定事項は、国籍及び旅券番号になります（外貨両替、貴金属等の売買（貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る。）等の取引に限り。その他の取引時確認が必要な取引については、原則通り当該外国人の属する国における住居が確認できない限り取引はできません。）。
- 12 「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入して下さい。
- 13 「外国PEPsとの取引」欄は、顧客が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入して下さい。
- 14 「対面取引」欄で「本人確認書類又は補完書類の提示」の「時刻」は、本人確認書類又は補完書類の写しを添付する場合には記入不要です。
- 15 確認方法に応じて、添付資料を確認記録に添付する必要があります。

法 人

取引時確認を行った者			
確認記録を作成した者			
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/> ハイリスク取引		
口座番号・顧客番号等			
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			
顧客関係			
本人特定事項	氏名 (フリガナ)		
	所在地		
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	<input type="checkbox"/> 対面取引 <input type="checkbox"/> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日 () 時刻 () <input type="checkbox"/> 登記情報の送信を受けた 年月日 () <input type="checkbox"/> 公表事項を確認した 年月日 ()	
現在の所在地を確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地が異なる場合)	<input type="checkbox"/> 他の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	<input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 登記情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 公表事項又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	
営業所の場所を確認した書類 (本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を交付し、又は当該営業所を訪問して取引関係文書を交付する場合)	<input type="checkbox"/> 他の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 () 営業所の名称 () 営業所の所在地 ()	<input type="checkbox"/> 非対面取引 <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した 年月日 () <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 () <input type="checkbox"/> 登記情報の送信を受けた 年月日 () <input type="checkbox"/> 公表事項を確認した 年月日 ()	
取引を行う目的			
事業の内容			
事業の内容を確認した方法及び書類	事業の内容を確認した方		
	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> その他法令により法人が作成する書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	<input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (写し) の提示又は送付を受けた日と異なる日に確認した場合 <input type="checkbox"/> 取引を行う目的 年月日 () <input type="checkbox"/> 事業の内容 年月日 () <input type="checkbox"/> 実質的支配者 年月日 () <input type="checkbox"/> 資産及び収入の状況 (ハイリスク取引の場合) 年月日 ()
実質的支配者	氏名 (フリガナ)		
	住居	(西暦)	
	生年月日		
	顧客との関係		
	上記の事項を確認した方		
ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
	資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称 () 発行者 () 記号番号 ()	
	外国PEPsとの取引	<input type="checkbox"/> 顧客が外国PEPsに該当する <input type="checkbox"/> 顧客が外国PEPsに該当すると認められた理由	
備考			

備考

- 1 添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。
- 2 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。
- 3 「顧客関係」欄の「本人確認書類」欄は、分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。一部分類に関する補足説明は以下のとおりです。

登記事項証明書：当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類を用いてください。

その他官公庁から発行又は発給された書類等：官公庁から発行され、又は発行された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の記載があるもの

外国政府又は国際機関が発行した書類等：外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- 4 「代表者等（取引関係担当者）関係」欄の「本人確認書類」欄は、分類に従い該当する項目の□にレ点を記入して下さい。一部分類に関する補足説明は以下のとおりです。

身体障害者手帳等：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。）

その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

国民年金手帳等：国民年金法第 13 条第 1 項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの）

その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）

外国政府又は国際機関が発行した書類等：外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの。
- 5 「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄は、分類に従い該当する項目の□にレ点を記入して下さい。一部分類に関する補足説明は以下のとおりです。

他の本人確認書類：「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類

その他官公庁から発行又は発給された書類等：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）

外国政府又は国際機関が発行した書類等：外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び主たる事務所の記載があるもの
- 6 「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「事業の内容を確認した方法及び書類」、「ハイリスク取引の場合」及び「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入して下さい。ただし、当該書類が
 - i) マイナンバーカードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入してください。
 - ii) 国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。
 - iii) 各種健康保険証（介護保険の被保険者証を除く。）の場合には、「記号番号」欄に被保険者証等記号・番号等を記入せず、交付年月日等を記入して下さい。
 - iv) 船舶観光上陸許可書の場合には、「記号番号」欄にその許可番号を記入せず、国籍・地域及び旅券番号を記入して下さい。
- 7 営業所の場所を確認したときは、当該営業所の名称及び所在地を「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に記載してください。
- 8 事業の内容を確認した書類は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

定款：法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則

その他法令により法人が作成する書類：法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、事業の内容の記載があるもの

登記事項証明書：当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類を用いてください。

その他官公庁から発行又は発給された書類：官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、事業の内容の記載があるもの
- 9 代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、各種健康保険証、国民年金手帳等及び印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）は、原本の提示を受けた場合でも他の本人確認書類又は補完書類（備考 4 に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。
- 10 代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）、戸籍謄本又は抄本、住民票の写し又は記載事項証明書、及びその他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
- 11 「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前 6 ヶ月以内のものに限り。また、「本人確認書類を補完する書類」欄の「他の本人確認書類」を除く。）
- 12 商業登記法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。
- 13 本人確認用画像情報の送信を受け、又は半導体集積回路に記録された情報の送信を受けるとともに、次の (i) 又は (ii) の行為を行う方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報又は半導体集積回路に記録された情報の送信を受けた日付に加えて、次の (i) 又は (ii) に掲げる行為を行った日付を記録する必要がある。
 - (i) 他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等から申告を受けることにより当該顧客等が当該記録に記載されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。
 - (ii) 顧客等の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。
- 14 「資産及び収入の状況」関係の欄は、200 万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入して下さい。
- 15 「実質的支配者が外国 PEPs に該当する顧客との取引」の欄は、顧客の実質的支配者が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入して下さい。
- 16 「対面取引」欄で「本人確認書類又は補完書類の提示」の「時刻」は、本人確認書類又は補完書類の写しを添付する場合は記入不要です。
- 17 確認方法に応じて、添付資料を確認記録に添付する必要があります。

表 1 3 受取証書の記載事項

顧客等ごとに以下の項目・内容での記録作成が必要です。

記 載 事 項
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
契約年月日
貸付けの金額（保証契約は保証に係る貸付けの金額）
受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額
受領年月日
弁済を受けた旨を示す文字
貸金業者の登録番号 ※ 1 ※ 2
債務者の商号、名称又は氏名 ※ 2
債務者（保証契約締結にあつては主たる債務者）以外の者が債務の弁済をした場合はその者の商号、名称又は氏名
弁済後の残存債務の額 ※ 3

※ 1 登録番号の更新回数は記載を省略することができます。

※ 2 契約番号その他を記載することで貸付けの契約を特定できる場合には、記載を省略することができます。

※ 3 金銭の貸借の媒介手数料を受領した場合、記載事項からは除きます。

表 1 4 貸付条件の広告等表示事項

貸付けの契約について広告もしくは勧誘する場合に表示し、又は説明をしなければならない事項は以下のとおりです。

	金銭の貸付け (手形の割引、 売渡担保を除く)	金 銭 の 貸 借 の 媒介	手形の割引、売渡 担保
貸金業者の商号、名称又は氏名 及び登録番号	必要	必要	必要
貸付けの利率※1	必要	必要	必要
返済の方式	必要	—	—
返済期間	必要	—	—
返済回数	必要	—	—
賠償額の予定の元本に対する 年率（違約金を含む。）※2	必要	—	—
担保が必要な場合における担 保に関する事項	必要	—	—
媒介手数料の計算方法	—	必要	—
貸金業者登録簿に登録された 電話番号	貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレ ス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明す るときは、必要		

※1 実質年率を百分率で少なくとも小数点以下第1位まで表示する必要があります。ただし、手形割引及びその媒介については、割引率であることを明示の上で割引率を表示しても構いません。

※2 百分率で少なくとも小数点以下第1位まで表示する必要があります。

表 1 5 催告書面等の記載等事項

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて委託を受けた者が、債務者等に対して、支払を催告する書面又はこれに代わる電磁的記録を送付する際、記載又は記録しなければならない事項は以下のとおりです。

記 載 事 項
貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
契約年月日
貸付けの金額（保証契約は保証に係る貸付けの金額）
貸付けの利率
支払の催告に係る債権の弁済期
支払を催告する金額
支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額
支払を催告する金額の内訳（元本、利息、債務の不履行による賠償額の別）
保証人に送付する場合は、保証契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

表 1 6 債権の取立て時に相手方の請求に応じて明らかにすべき事項

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて委託を受けた者が、債権の取立てをするにあたり、相手方の請求があったときに明らかにしなければならない事項は以下のとおりです。

(1) 保証人以外の相手方（債務者に対し取立てをするときは、**太枠**内の事項を含む）

記載事項	契約区分	ア 金銭の貸付けに係る契約 (イ・ウを除く)	イ 手形の割引の契約	ウ 売渡担保の契約	エ 金銭の貸借の媒介の契約
貸金業者の商号、名称又は氏名		○	○	○	○
取立てを行う者の氏名		○	○	○	○
取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実		○	○	○	○
契約年月日		○	○	○	○
貸付けの金額（極度方式貸付けの場合、極度額）		○			
貸付けの利率（実質年率を百分率で、少なくとも小数点以下1位まで）		○	○ (割引率)	○	○
返済の方式		○	○	○	○
返済期間及び返済回数		○	○	○	○
賠償額の予定（違約金を含む）の内容		○	○	○	○
貸金業者の登録番号		○	○	○	○
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
貸付け（極度方式貸付けの場合、極度方式基本契約）に関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
契約の相手方の借入金返済能力の情報を信用情報機関に登録する時は、その旨及びその内容		○			
利息の計算の方法		○	○	○	
返済の方法及び返済を受ける場所		○			
各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けの場合、返済金額の設定方式）		○		○	○
契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容		○	○	○	○
期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容		○	○	○	○
物的担保を供させるときは、担保の内容		○	○	○	○
保証契約を締結するとき、保証人の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び質権の登録の受付番号		○			
従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳及び当該貸付けの契約を特定し得る事項		○			
（極度方式貸付けのみ）極度額を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定		○		○	
将来支払う返済金額の合計額		○			

(次ページに続く)

記載事項	契約区分	ア	イ	ウ	エ
		金銭の貸付けに係る契約 (イ・ウを除く)	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
(極度方式貸付けのみ) 返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、契約締結時交付書面記載の貸付けの後の貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨		○	○ (返済期間又は返済回数のみ)	○	○
割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期(極度方式貸付け契約は除く)			○		
割引料その他の金銭に関する事項			○		
買戻しに関する事項				○	
売渡目的物の内容				○	
媒介手数料の計算方法及び金額					○
貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称		○	○	○	○
支払の催告に係る債権の弁済期		○	○	○	○
支払を催告する金額		○	○	○	○
催告に係る残債務の額		○	○	○	○
支払を催告する金額の内訳		○	○	○	○

(2) 保証人

記載事項	契約区分	保証契約の対象			
		ア	イ	ウ	エ
		金銭の貸付けに係る契約 (イ・ウを除く)	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
その取立てを行う者の氏名		○	○	○	○
取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実		○	○	○	○
保証期間		○	○	○	○
保証金額		○	○	○	○
保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む)		○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額		○	○	○	○
保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む) その他の保証人が負担する債務の範囲		○	○	○	○
貸付けに係る契約の契約年月日		○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの金額		○	○	○	○
貸付けに係る契約の貸付けの利率		○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式		○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数		○	○	○	○
貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
貸付けに係る契約の利息の計算方法		○	○	○	
貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額		○		○	○
契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容		○	○	○	○

(次ページに続く)

契約区分 記載事項	保証契約の対象			
	ア 金銭の貸付けに係る契約 (イ・ウを除く)	イ 手形の割引の契約	ウ 売渡担保の契約	エ 金銭の貸借の媒介の契約
貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう）	○	○	○	○
保証期間の定めがないときは、その旨	○	○	○	○
割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		○		
割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項			○	
買戻しに関する事項			○	
売渡目的物の内容				○
媒介手数料の計算の方法及びその金額	○	○	○	○
保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときはその旨	○	○	○	○
保証契約に基づく債務の弁済の方式	○	○	○	○
保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
貸金業者の登録番号	○	○	○	○
主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	○	○	○	○
保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所	○	○	○	○
保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	○	○	○	○
貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日	○	○	○	○
保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨	○	○	○	○
貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
保証契約の年月日	○	○	○	○

表 1 7 近年の行政処分の処分理由及び処分内容

項目	年度	平成			令和		
		29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度
登録取消処分		0	0	1	0	0	1
違反情状の特に重いもの		0	0	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの		0	0	0	0	0	1
6 か月以内の不開始等		0	0	0	0	0	0
所在不明によるもの		0	0	0	0	0	0
業務停止処分		4	7	3	2	0	0
業務改善命令		1 2	7	4	1	1	1
行政処分総件数		1 6	1 4	8	3	1	2

- 登録取消処分と業務停止処分は東京都公報と東京都ホームページに、業務改善命令は東京都ホームページに掲載しています。
- 東京都ホームページでは、行政処분을 5 年間（5 年が経過した日の属する年度末まで）掲載しています。
- ※ 掲載期間内に業者名の変更があった場合には、変更後の業者名も掲載します。

<東京都の貸金業に関する行政処分（行政処分を受けた業者）>

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/syobun/>

表 1 8 近年の行政処分の処分理由及び処分内容

年度	主な処分理由（違反事項）	処分内容
令和 5	・貸金業務取扱主任者の設置義務違反	業務改善命令
4	・登録取消しとなる要件に該当	登録取消し
	・誇大広告の禁止違反 ・業務運営に関する措置義務違反	業務改善命令
3	・利息、保証料等に係る制限等義務違反	業務改善命令
2	・取立て行為の規制違反	業務停止 1 2 0 日間
	・帳簿の備付け義務違反	業務停止 4 5 日間
	・利息、保証料等に係る制限等義務違反	業務改善命令
平成 3 1	・変更の届出義務違反 ・貸付条件の広告等義務違反	業務改善命令
	・貸金業法第 2 4 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号に該当	登録取消し
	・過剰貸付け等の禁止違反 ・返済能力の調査義務違反 ・業務運営に関する措置義務違反	業務改善命令
	・利息、保証料等に係る制限等義務違反 ・帳簿の備付け義務違反	業務停止 2 1 0 日間
	・帳簿の備付け義務違反	業務停止 4 5 日間
	・帳簿の備付け義務違反 ・個人信用情報の提供義務違反	業務停止 1 0 5 日間
	・帳簿の備付け義務違反	業務改善命令
	・返済能力の調査義務違反	業務改善命令
30	・業務運営に関する措置義務違反	業務停止 6 0 日間
	・帳簿の備付け義務違反	業務停止 3 0 日間
	・受取証書の交付義務違反 ・帳簿の備付け義務違反	業務停止 1 0 5 日間
	・開始等の届出義務違反	業務停止 9 0 日間
	・返済能力の調査義務違反（指定信用情報機関の信用情報の使用義務違反） ・返済能力の調査義務違反（源泉徴収票等の受領義務違反） ・変更の届出義務違反	業務停止 3 3 0 日間
	・特定公正証書に係る制限義務違反 ・契約締結前の書面の交付義務違反 ・保証契約締結前の書面の交付義務違反 ・帳簿の備付け義務違反	業務改善命令
	・貸金業務取扱主任者の設置義務違反	業務停止 6 0 日間
	・保証契約締結前の書面の交付義務違反 ・帳簿の備付け義務違反	業務改善命令
	・指定信用情報機関の信用情報の使用義務違反	業務改善命令
	・指定信用情報機関の信用情報の使用義務違反	業務改善命令
	・指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等義務違反	業務停止 4 5 日間
	・指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等義務違反	業務改善命令
	・過剰貸付け等の禁止違反	業務改善命令
・貸金業務取扱主任者の設置義務違反	業務改善命令	

詳しくは、都のホームページ <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/syobun/> 参照

別紙様式等

- **(参考例) 役員等の法令違反等に関する届出書**
(届出を行う根拠法令等)
 - 貸金業法第24条の6の2第1項第4号
 - 貸金業法施行規則第26条の25第1項第4号
 - 同第2項
 - 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-8 不祥事件に対する監督上の対応

- **障害発生等報告書**
金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」別紙様式1
(届出を行う根拠法令等)
 - 金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (2)②

- **個人情報等漏えい等報告書**
金融機関における個人情報保護に関するQ&A 別紙様式1
(届出を行う根拠法令等) (下記番号のいずれか)
 - 1 貸金業法第12条の2第1項
貸金業法施行規則第10条の2の2第1項
 - 2 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第2項

- **報告書**
個人情報保護法施行規則 別記様式1
(届出を行う根拠法令等) (下記番号のいずれか)
 - 1 個人情報保護法第26条第1項
 - 2 貸金業法第12条の2第1項
貸金業法施行規則第10条の2の2第1項
 - 3 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第2項

- **疑わしい取引の届出書**
犯罪収益移転防止法施行規則 別記様式第1号から第4号まで
(届出を行う根拠法令等)
 - 犯罪収益移転防止法第8条第1項

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 登録番号 東京都知事 () 第 号

(郵便番号)

住 所

電話番号

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

役員等の法令違反等に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第4号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由

営業所又は事務所名

氏 名 又 は 名 称

及 び 役 職 名

概 要

(記載上の注意)

- 「営業又は事務所名」には、当該行為が発生した営業所又は事務所の名称を記入すること。
- 「氏名又は名称及び役職名」には、当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名を記入すること。
- 「概要」には当該行為の概要を記入すること。当欄に記入しきれない場合は、別紙に記入すること。資料がある場合は、別添とすること。
- 不要な字句は消して使用すること。

法令違反等の概要

事故発生日	
発生場所	
発見の経緯	
事故の概要	
事実の内容・経緯	

事案検証及び再発防止策

事案検証	
再発防止策	

東京都知事 殿

商 号
又は名称氏 名
(法人にあつては代表者の氏名)

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が発生したので、 年 月 日 付 ○○ 第 号に基づき報告します。

障害発生等報告書

(第 報) (連絡日時: 年 月 日 時 分)

項 目		内 容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生した サービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済 内容 ()
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み (日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み (日 時頃) <input type="checkbox"/> 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
	法令違反の有無	
	他の貸金業者等への影響	
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	
	その他の連絡先等	
事後改善策		

(記載要領)

1. 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載する。
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載する。
2. サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）。
3. 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載する。
4. 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載する。
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載する（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。）
5. 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載する。
6. 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（資金需要者等への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。
また、「他の貸金業者等への影響」については、他の貸金業者等への影響が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。
7. 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載する。
8. 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載する。

(障害分類表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載する。
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない。

脅威の種類	コード 番号	原因の分類	説明
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	1-1	外部からの不正アクセス、Dos攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1-2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1-3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2-1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2-2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2-3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2-4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害からの波及	4-1	情報通信分野（電気通信）からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4-2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4-3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4-4	その他の波及	その他の波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

年 月 日

東京都知事殿

会社名

代表者名（又は日本における代表者名）

個人情報等漏えい等報告書

下記に記載の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> 1 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条各号に定める事態の発生 個人情報の保護に関する法律第26条第1項 ※ 1のみが該当する事態の場合は、本書面は提出せず、次葉の「報告書」（個人情報の保護に関する法律施行規則 別記様式第一）のみを提出すること。 <input type="checkbox"/> 2 個人顧客に関する個人データの漏えい等の事態の発生 貸金業法第12条の2第1項 及び貸金業法施行規則第10条の2の2第1項 <input type="checkbox"/> 3 上記1及び2以外の事態のうち、以下のいずれかに関する漏えい等の事態の発生（ただし、個人顧客に関する個人データを除く） <input type="checkbox"/> 個人情報（例：法人顧客に関する個人データ、顧客（個人・法人を問わない）に関する個人情報） <input type="checkbox"/> 仮名加工情報に係る削除情報等 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る加工方法等 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条第2項
事故発生営業所等の 名 称	
事故者の所属、役職、 氏 名 及 び 年 齢	
報 告 内 容	別添報告書（個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一により作成）「3. 報告事項」参照（注）

以 上

（注）個人情報保護法第26条に基づき報告が必要な事案に該当しないときは、別記様式第一「1. 報告種別」のうち「速報又は確報の別」及び「2. 報告をする個人情報取扱事業者の概要」の記載は省略することができる。

別記様式第一（第八条第三項関係）

受付日	年 月 日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事殿

報告者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 □ 続報 前回報告：年 月 日
速報又は確報の別：□ 速報 □ 確報

2. 報告をする個人情報取扱事業者（以下「報告者」という。）の概要

報告者の氏名 又は名称	(フリガナ)												

法人番号（13桁）													
業種・業種番号													
報告者の住所 又は居所	都道						市区						
	府県						町村						
代表者の氏名 （報告者が法人等 の場合に限る。）	(フリガナ)												

事務連絡者の氏名	(フリガナ)												

	所属部署							電話	()				
E-mail													

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：□ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失
□ 滅失のおそれ □ 毀損 □ 毀損のおそれ

発見者：□ 自社/委託先 □ 取引先 □ 顧客/会員
□ カード会社/決済代行会社 □ その他 ()

規則第7条各号該当性：□ 第1号 (要配慮個人情報)
□ 第2号 (財産的被害)
□ 第3号 (不正の目的)
□ 第4号 (千人超)
□ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人データの取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

□ 有 (名称：)
(住所：)
(電話：)

□ 無

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

□ 有 (名称：)
(住所：)
(電話：)

□ 無

事実経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

外部機関による調査の実施状況 (規則第7条第3号に該当する場合のみ記載)：

□ 実施済 (実施中) 【依頼日： 年 月 日】

□ 実施予定 【依頼予定日： 年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

(詳細：)

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表：□ 実施済【公表日： 年 月 日】

□ 実施予定【公表予定日： 年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載 □ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布

□ その他 ()

公表文：

--

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

--

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 2. の「業種」・「業種番号」（4 桁）は、日本標準産業分類から記載すること。
5. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
6. 2. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
7. 3.（7）の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。
8. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

殿 事業者名
代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		※届出通番(記入しないこと)			
届出特定事業者					
届出番号	(年) -	(番号)	部署名・営業所・代理店等名称		
役職			担当者名		
本店 〒・所在地					
営業所・代理店等 〒・所在地					
電話番号			内線番号		
顧客等に関する情報					
フリガナ					
氏名(法人名)					
フリガナ					
通称・異名等					
個人・法人の別	生年月日(設立日)		性別		
国籍			在留資格		
電話番号					
電子メールアドレス等					
〒・住所(所在地)					
ビル名等					
職業(事業内容)					
勤務先名 (その他の連絡先)			勤務先の事業内容		
〒・住所(所在地)					
ビル名等					
届出理由					
ガイドライン番号			捜査機関等からの照会の有無		
備考					

- 備考
- 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
 - 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
 - 3 全て西暦で記入すること。
 - 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
 - 5 漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。
 - 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。
 - 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
 - 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
 - 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
 - 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
 - 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例（ガイドライン）における番号を記入すること。
 - 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
 - 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号(第25条関係)

顧客等及び関係者の取引時確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認書類			
本人確認書類の種別1		書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2	
本人確認書類の種別3		書類番号3	
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項			
フリガナ			
氏名			
生年月日・性別		関連内容	
特定取引等の任に当たっていると認められた理由			
国籍		在留資格	
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所			
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種別1		書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2	
実質的支配者に関する事項			
フリガナ			
氏名(法人名)			
個人・法人の別		生年月日(設立日)	性別
実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法			
国籍		在留資格	
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種別1		書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2	
資産及び収入の状況に関する情報			
確認に用いた資料の種別			
資産及び収入の状況			
備考			

- 備考
- 1 顧客等が同一名義で複数の支店に口座を有する場合等は、この様式を口座等ごとに作成すること。
 - 2 「本人確認書類の種別」は運転免許証、在留カード等の種別を記入し、「書類番号」は本人確認書類の番号を記入すること。本人特定事項の確認を行っていないものは、不要、未済、不明等の別を記入すること。
 - 3 「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者」は、法第4条第6項の規定により自然人に限られていることに留意すること。
 - 4 「関連内容」は、代表者、取引担当者、代理人、続柄その他の顧客等との関連内容を記入すること。
 - 5 「実質的支配者に関する事項」欄は、次のとおり記入すること。
 - (1) 「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」は、申告による確認を行った場合はその旨を記入し、書類による確認を行った場合は当該確認に用いた書類の種別を記入すること。
 - (2) 「本人確認書類の種別」及び「書類番号」は、申告による確認を行った場合は、空欄とすること。
 - 6 代表者・取引担当者・代理人・その他関係者又は実質的支配者の数が2以上の場合は、この様式を複数作成して添付すること。
 - 7 「資産及び収入の状況」は、資産及び収入の種類を記入し、金銭の場合はその額を、金銭以外の場合は取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
 - 8 1から7までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

取引に関する事項

継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等 干・所在地			
取引(口座等)種類		顧客(口座等)番号	
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引			
当該取引の成立・未成立の別			
当該取引年月日			
当該取引の取扱店	特定事業者名称		
	営業所・販売店等名称		
	営業所・販売店等 干・所在地		
当該取引に関する情報	取引形態		
	業務内容		
	取引を行う目的		
	決済方法		
	取引金額		
	通貨単位		
	両替後の通貨単位		
	手形・証券、金地金等の動産の種別		
	手形・証券、金地金等の動産の番号		
	不動産の種別		
	不動産の地番		
その他(特徴等)			
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別		
	フリガナ		
	(被)仕向先の氏名(法人名)		
	銀行、クレジットカード会社等の種別		
	銀行、クレジットカード会社等の名称		
	営業所・代理店等名称		
	口座・クレジットカード等種類		
	口座・クレジットカード等番号		
	送金先(元)国名		
当該取引の際に使用した通称・異名等			
備考			

- 備考
- 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
 - 2 多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
 - 3 多数の取引について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引を除き、当該写しに記載のある取引については記入しないことができること。
 - 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取引時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。
 - 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
 - 6 「取引（口座等）種類」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
 - 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
 - 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
 - 9 「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。
 - 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
 - 11 「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ATM等の種別を記入すること。
 - 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。
 - 13 「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
 - 14 「その他（特徴等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。
 - 15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

- (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。
 - (2) 銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
 - (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- 16 1 から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

年 月 日

殿

事業者名

代表者名

所在地

部署・担当者

電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第1項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称